建設工事における最低制限価格の取り扱いについて

制定 平成 21 年 1 月 27 日 20 建企第 687 号 最終改正 令和 5 年 3 月 17 日 4 建企第 508 号

1. 対象工事

長崎県が発注する競争入札に付する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。)のうち、履行確実性評価価格及びWTO対応工事や国からの受託工事等の低入札調査基準価格を設定する工事を除く工事に対して最低制限価格を設けるものとする。

- 2.最低制限設計価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の算出 当分の間、下記参考表の中欄の算定に関わらず、設計金額(消費税及び地方消費税を除く。) に92%を乗じて得た金額(1,000円未満の額は切り捨てる。)を最低制限設計価格とする。
- 3.最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。) 上記2で算出した額(最低制限設計価格)に乱数(事前ランダム係数)を乗じて最低制限基本価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)とし、最低制限基本価格に乱数(公開ランダム係数)を乗じて算定した額を最低制限価格とする。
- 4.数値の取り扱い 最低制限価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。
- 5.試行期間

令和5年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から当分の間施行する。

(参考)本改正前の最低制限設計価格の算出方法

最低制限設計価格は、次の表の左欄の工事区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、 同表右欄の範囲で設定する。

| 1 3 M THE THE THE TRACE IS NOT | | |
|--------------------------------|--|-----------------------|
| 工事区分 | 最低制限設計価格(消費税及び地方消費税を 除く。)の算定(合計額の1,000円未満の額は切 | 最低制限設計価格 (消費税及び地方消 |
| 上争位刀 | 际へ。)の昇足(ロ計領の1,000 日本河の領域の | • |
| | り捨てる。) | 費税を除く。) の設定 |
| | | の範囲() |
| 土木工事、鋼橋及び鋼製 | 直接工事費の額×97%+共通仮設費の額×90%+ | 上限額は設計金額×92% |
| の横断歩道橋等の工場製 | 現場管理費の額×90%+一般管理費等の額×68% | 下限額は設計金額×90% |
| 作工事並びに土木関連の | | (各々の 1,000 円未満の |
| 電気設備工事、電気通信 | | 額は切り捨てる。) |
| 設備工事及び機械設備工 | | |
| 事 | | |
| 建築工事(建築関連の電 | (直接工事費の額×9/10)×97%+共通仮設費の額× | |
| 気設備工事、機械設備工 | 90% + {現場管理費の額 + (直接工事費の額×1/10)} | |
| 事及び解体工事を含む。) | ×90% + 一般管理費等の額×68% | |
| 建築関連の昇降機設備工事 | (直接工事費の額×8/10)×97%+共通仮設費の額× | |
| その他の製造部門を持つ専 | 90% + {現場管理費の額 + (直接工事費の額×2/10)} | |
| 門工事業者対象の工事 | ×90% + 一般管理費等の額×68% | |

により算定した額を設計金額(消費税及び地方消費税を除く。)により除して得た割合が92%を超える場合にあっては92%と、90%に満たない場合にあっては90%とする。